

通訳案内士法 重要ポイント

第一章 総則

(目的) 第一条 この法律は、(①) 通訳案内士及び (②) 通訳案内士の制度を定め、その業務の適正な実施を確保することにより、外国人観光旅客に対する接遇の向上を図り、もつて国際観光の振興に寄与することを目的とする。

(業務) 第二条 全国通訳案内士は、(③) を得て、通訳案内 ((④)) に付き添い、(⑤) を用いて、(⑥) に関する案内をすることをいう。以下同じ。) を行うことを業とする。

第二章 全国通訳案内士

第一節 全国通訳案内士の資格

(資格) 第三条 (①) 試験に合格した者は、全国通訳案内士となる資格を有する。

(欠格事由) 第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、全国通訳案内士となる資格を有しない。

一 一年以上の (②) 又は (③) の刑に処せられた者で、刑の執行を終わ
り、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないもの

二 第二十五条の規定により (④) を取り消され、その取消しの日から (⑤)
年を経過しない者

第二節 当該科目についての筆記試験

(試験の執行)

第八条 全国通訳案内士試験は、毎年 (⑥) 回以上、(⑦) が行う。

(試験事務の代行)

第十一条 観光庁長官は、独立行政法人 (⑧) 機構 (以下「機構」という。) に、全国通訳案内士試験の実施に関する事務 (以下「試験事務」という。) を行わせることができる。 2 観光庁長官は、前項の規定により機構に試験事務を行わせるときは、その旨を (⑨) で公示しなければならないものとし、この場合には、(⑩) は、試験事務を行わないものとする。

3 機構が試験事務を行うときは、前条第一項の規定による受験手数料は、(⑪) に納付するものとする。この場合において、納付された受験手数料は、(⑫) の収入とする。

(試験事務規程)

第十二条 機構は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程（以下「試験事務規程」という。）を定め、(⑬) の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 試験事務規程で定めるべき事項は、(⑭) 令で定める。

3 (⑮) は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、機構に対し、その変更を命ずることができる。

(試験委員)

第十三条 機構は、試験事務を行う場合において、全国通訳案内士として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、(⑯) 委員（以下「試験委員」という。）に行わせなければならない。

3 機構は、試験委員を選任したときは、国土交通省令で定めるところにより、(⑰) にその旨を届け出なければならない。試験委員に変更があつたときも、同様とする。

4 (⑱) は、試験委員が、この法律若しくは試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、機構に対し、試験委員の解任を命ずることができる。

(不正受験者の処分)

第十五条 観光庁長官は、不正な手段により全国通訳案内士試験に合格しようとした者に対しては、その試験を停止し、又はその合格を無効とする。

2 観光庁長官は、前項の者に対しては、(⑲) 年以内において期間を定め、試験を受けさせないことができる。

(機構がした処分等に係る審査請求)

第十六条 機構が行う試験事務に係る処分又はその不作為については、観光庁長官に対し(⑳) 請求をすることができる。この場合において、観光庁長官は、行政不服審査法の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。

(試験の細目)

第十七条 この法律に定めるもののほか、全国通訳案内士試験に関し必要な事項は、(㉑) 令で定める。

第三節 全国通訳案内士の登録

(登録)

第十八条 全国通訳案内士となる資格を有する者が全国通訳案内士となるには、全国通訳案内士(㉒) に、氏名、生年月日、住所その他国土交通省令で定める事項の登録を受けなければならない。

(登録の申請)

第二十条 第十八条の登録を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、登録申請書を（ ② ）に提出しなければならない。

2 前項の登録申請書には、全国通訳案内士となる資格を有することを証する書類を添付しなければならない。

（登録の拒否）

第二十一条 （ ③ ）は、前条第一項の規定による登録の申請をした者が全国通訳案内士となる資格を有せず、又は（ ④ ）により全国通訳案内士の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるものに該当すると認めるときは、その登録を拒否しなければならない。

（全国通訳案内士登録証）

第二十二条 都道府県知事は、全国通訳案内士の登録をしたときは、申請者に第十八条に規定する事項を記載した全国通訳案内士（ ⑤ ）を交付する。

（登録の取消し等）

第二十五条 都道府県知事は、全国通訳案内士が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

3 都道府県知事は、全国通訳案内士が規定に違反した場合には、その（ ⑥ ）を取り消し、又は期間を定めて全国通訳案内士の（ ⑦ ）の使用の停止を命ずることができる。

（登録の消除）

第二十六条 （ ⑧ ）は、全国通訳案内士の登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

（全国通訳案内士登録簿の閲覧）

第二十七条 都道府県知事は、（ ⑨ ）を公衆の閲覧に供しなければならない。

第四節 全国通訳案内士の業務

（登録証の提示等）

第二十九条 全国通訳案内士は、その業務を行う前に、（ ① ）に対して、登録証を提示しなければならない。

2 全国通訳案内士は、その業務を行つている間は、登録証を携帯し、国若しくは（ ② ）の職員又は（ ③ ）者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 国又は地方公共団体の職員が前項の請求をするには、その（ ④ ）を示す証明書を携帯し、（ ⑤ ）の要求があるときは、これを示さなければならない。

（研修）

第三十条 全国通訳案内士は、（ ⑥ ）年以上（ ⑦ ）年以内において国土交通

省令で定める期間ごとに、規定により（ ⑧ ）の登録を受けた「（ ⑨ ）機関」が実施する通訳案内に関する研修を受けなければならない。

2 前項の登録に関し必要な事項は、（ ⑩ ）令で定める。

（禁止行為）

第三十一条 全国通訳案内士は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 （ ⑪ ）者のためにする（ ⑫ ）の購買その他のあつせんについて、販売業者その他の関係者に対し金品を要求すること。

二 通訳案内を受けることを（ ⑬ ）すること。

三 登録証を他人に（ ⑭ ）すること。

第三十二条 全国通訳案内士は、前条に規定するもののほか、全国通訳案内士の（ ⑮ ）又は（ ⑯ ）を害するような行為をしてはならない。

（知識及び能力の維持向上）

第三十三条 全国通訳案内士は、第三十条第一項に定めるもののほか、（ ⑰ ）に関する講習を受講することその他の全国通訳案内士として必要な知識及び能力の維持向上に努めなければならない。

2 観光庁長官及び都道府県知事は、全国通訳案内士として必要な知識及び能力の維持向上を図るため、必要に応じ、（ ⑱ ）の実施、（ ⑲ ）の提供その他の措置を講ずるものとする。

第五節 登録研修機関（登録研修機関の登録）

（研修業務規程）

第四十一条 （ ① ）機関は、研修業務に関する規程（次項において「研修業務規程」という。）を定め、研修業務の開始前に、（ ② ）に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第六節 雑則

（名称の使用制限） 第五十二条 全国通訳案内士でない者は、（ ③ ）又はこれに類似する名称を用いてはならない。

第三章 地域通訳案内士

第一節 地域通訳案内士育成等基本指針等（地域通訳案内士育成等基本指針）

第五十三条 国土交通大臣は、（ ① ）又は（ ② ）が地域通訳案内士の育成、確保及び活用（以下「地域通訳案内士の育成等」という。）を図ることにより、地域通訳案内

内士が（ ③ ）と連携して地域固有の観光の魅力についての通訳案内に対する外国人観光旅客の需要に的確に対応することができるよう、地域通訳案内士の育成等に関する基本的な指針を定めなければならない。

（地域通訳案内士育成等計画）

第五十四条

3 市町村又は都道府県は、地域通訳案内士育成等計画を定めようとするときは、（ ④ ）の同意を得なければならない。

4 （ ⑤ ）は、地域通訳案内士育成等計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、同意をするものとする。

一 （ ⑥ ）基本指針に適合するものであること。

第二節 地域通訳案内士の資格

（欠格事由）

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、地域通訳案内士となる資格を有しない。

一 （ ⑦ ）年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から（ ⑧ ）年を経過しないもの

二 第二十五条（次条において準用する場合を含む。）の規定により登録を取り消され、その取消しの日から（ ⑨ ）年を経過しない者

第四節 地域通訳案内士の業務（名称表示の場合の義務）

第五十八条 地域通訳案内士は、その業務に関して地域通訳案内士の名称を表示するときは、その資格を得た地域通訳案内士業務区域を明示してするものとし、（ ⑩ ）以外の区域を表示してはならない。

（名称の使用制限）

第六十条 （ ⑪ ）でない者は、地域通訳案内士又はこれに類似する名称を用いてはならない。

第五章 罰則

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、（ ① ）年以下の懲役又は（ ② ）万円以下の罰金に処する。

一 第十四条第一項の規定に違反した者

二 第四十六条の規定による研修業務の停止の命令に違反した場合には、その違反行為をした登録研修機関の役員又は職員

第六十三条 偽りその他不正の手段により全国通訳案内士又は地域通訳案内士の登録を受けた者は、(③) 万円以下の罰金に処する。

第六十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、(④) 万円以下の罰金に処する。

一 第二十五条第三項の規定により (⑤) の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、全国通訳案内士の (⑥) したもの

(通訳案内業法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に旧法第三条の規定による通訳案内業の免許を受けている者は、新法第十八条の規定による通訳案内士の登録を受けた者とみなす。

3 この法律の施行の際現に旧法第七条の規定により交付されている (⑦) は、新法第二十二条の規定により交付された (⑧) とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

(通訳案内士法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 3 次に掲げる者は、(⑨) で定めるところにより、(⑩) が実施する新通訳案内士法第六条第二項第五号に掲げる科目に関する研修を受けなければならない。